

瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定

締結説明会における Q & A

様式などについて

- Q. 環境保全計画書のドキュメント形式のファイルは、ダウンロードできますか？
- A. 市 HP に掲載しております。
環境保全計画書の作成にあたっては、このドキュメントファイルを利用させていただくと便利かと思えます。
- Q. 企業が作成する書類は、環境保全計画書以外には何がありますか。協定書等も作成する必要がありますか。
- A. 協定や協定細目の文書は、市で作成いたしますので、環境保全計画書のみ作成していただければ結構です。

手続について

- Q. 新協定への改定は、いつまでに行わなければなりませんか。
- A. 特に取り決めはありません。
事業スケジュール等との兼ね合いで取り組んでいただいても構いませんが、旧協定を改定するニーズ（報告内容や期間の適正化など）があれば、早めにご相談いただく方がよいでしょう。
- Q. 新規の事業所の場合にも協定締結の期限はありませんか。
- A. 特に取り決めはありませんが、瀬戸市企業立地促進条例など他の手続き上、協定の締結が必要となる場合には、そちらの期限にあわせて締結ができるよう早めにご相談していただく方がよいでしょう。
また、新規の事業所の場合、環境保全計画書の各項目を総合的に確認した上で、事前に、協定以外の法令上の手続きや公害を未然に防止する見地からの情報提供などを行ってゆきますので、新規事業所の立地の計画が定まったら、できる限り早期にご相談をいただきたいと思います。

- Q. 法令上の届出等も提出し直す必要がありますか。
- A. 再提出の必要はございません。
ただ、環境保全計画書の作成にあたり、届出等の提出漏れに気づいた際には、ぜひご一報ください。
- Q. 事業所が複数あるのですが、どのように考えればよいですか。
- A. 環境保全協定は、事業所ごとに締結をしていただきます。
このため、環境保全計画書の作成も事業所ごとに行っていただく必要がありますが、環境保全上の基本方針などの部分については、重複しても構いません。

環境保全計画書の作成について

- Q. 緑地について、手引きにあるような計算表を作成する必要がありますか。
- A. 手引きにある計算表は、緑地の計算をするにあたっての参考として掲載しております。
工場立地法等の他の法令の基準を満たしていることが明らかであれば、既存の図面等から求めた概算で構いません（算出の根拠はある程度判るようにしてください）。
- Q. 緑地について、緑地が法面にある場合はどのように計算すればよいですか。
- A. 緑地については、工場立地法上の基準に沿うよう協定値を設定しますので、計算方法もそれに従って、水平投影面積によることになります。
- Q. 環境保全計画書の差し替えは、どのようなときに行えばよいですか。
- A. 新協定第20条によって事前協議の手続きが必要となる場合に差し替え分をご提出いただきます。したがって、事前協議の対象とならないような軽易な変更等の場合には環境保全計画書の差し替えは必要ありません。
- Q. 新規に工場を建設する場合には、設備の詳細が未定であることも多いと思いますが、環境保全計画書はどのように作成すればよいですか。
- A. 環境保全計画書は、事業所の設置による環境負荷や環境保全に対する指針を相互に確認するものですので、計画段階で確定している内容で作成していただいて構いません。

そして、手続きを進めながら、設備が確定した段階で環境保全計画書を差し替えていただくなどして、協定締結時までに、協定値等の確定のために必要な記載・書面がそろそろよう準備をしていただきます。

Q. 環境保全計画書にある保証値、予測値等の欄には、何を記載すればよいですか。

A. 水処理施設や騒音発生施設などの「保証値」の欄には、その設備の仕様書等から排出や発生の最低限度として設計されている値を記入していただきます。また、「予測値」の欄には、その設備の運用上、排出や発生が予想される値を記入していただきます。

ただ、いずれの記載も、設備の規模や環境負荷の程度を把握するためのものですので、これらの値が判らない場合には、実測値の掲載に代えていただくなどして構いません。

協定の内容について

Q. 法令等の改正によって、法定の基準値と協定値とが逆転した場合には、どのように対応すればよいですか。

A. 今回の新協定は、法令の改正時にも柔軟に基準値の再設定ができるよう作成されております。

法令の改正の際には、都度、細則を改正することによって対応をする予定ですが、協定の条文上、改正までの間も、法定の基準値を協定値とするような読み替え規定があります（新協定第5条第2項参照）。

Q. 事業所内の設備の更新の際には、どのように対応すればよいですか。

A. 新協定第20条に設備等の変更時の手順が規定されています。

協定締結時（当初の環境保全計画書作成時）から事業所の内容に変更があった場合には、この条文に規定されるように、原則として事前協議の手続きをしていただく必要があります。

Q. 水質等の協定値について、ホームページなどで事前に知ることはできますか。

A. 協定値は、協定に基づいた協定細目によって、個々の事業者の方との調整の上で決定いたしますので、一般的なものはなくホームページでの閲覧もできません。

ただ、環境保全計画書を作成してゆく段階で、協定値がどの程度になりそうかなどの相談は随時行っておりますので、ぜひご相談ください。

Q. 協定値は、法令と同等の値と考えてもよいですか。

A. 環境保全協定は、企業の方のコンプライアンス（法令遵守）はもちろんのこと、環境に対する配慮のもとにガバナンス（企業統治）が行われていることを確認し、それを市として高く評価するものです。

したがって、法令よりも若干厳しい協定値を設定させていただく場合がありますが、その場合にも相互の協議の上で決定することになりますので、ご理解ください。